

農林水産省協同組合等検査規程

平成23年8月31日農林水産省訓令第20号

改正

平成23年11月28日農林水産省訓令第31号  
平成25年3月11日農林水産省訓令第5号  
平成27年9月29日農林水産省訓令第17号  
平成28年7月1日農林水産省訓令第12号  
平成28年9月12日農林水産省訓令第15号  
平成29年3月24日農林水産省訓令第3号  
平成29年12月25日農林水産省訓令第24号  
平成30年3月9日農林水産省訓令第3号  
令和元年5月21日農林水産省訓令第2号  
令和2年12月18日農林水産省訓令第20号  
令和3年12月1日農林水産省訓令第23号

農林水産省訓令第20号

省 中 一 般

農林水産省協同組合等検査規程を次のように定める。

平成23年8月31日

農林水産大臣 鹿野道彦

# 農林水産省協同組合等検査規程

(最終改正 令和3年12月 1日)

(総則)

第1条 次に掲げる法律の規定により農林水産大臣が行う検査（以下「検査」という。）については、この訓令の定めるところによる。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
- (2) 農業保険法（昭和22年法律第185号）
- (3) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- (5) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）
- (6) 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
- (7) 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）
- (8) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）
- (9) 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
- (10) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）
- (11) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
- (12) 森林組合法（昭和53年法律第36号）
- (13) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）
- (14) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）
- (15) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）
- (16) 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）
- (17) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
- (18) 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）
- (19) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）
- (20) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）
- (21) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

(検査対象者)

第2条 この規程において「検査対象者」とは、検査の対象となる者をいう。

(検査の目的)

第3条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から検査対象者の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げ、もって検査対象者の正常な事業運営を促進することを目的とする。

(検査の視点)

第4条 前条に規定する検査の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 合法性は、定款、規約、諸規程等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、諸規程等の遵守状況を検討する。
- (2) 合目的性は、農業協同組合法第7条、農業保険法第1条、水産業協同組合法第4条、土地改良法第1条、商品先物取引法第1条、漁船損害等補償法第1条、中小漁業融資保証法第1条、農業信用保証保険法第1条、漁業災害補償法第1条、卸売市場法第1条、農水産業協同組合貯金保険法第1条、森林組合法第4条、商品投資に係る事業の規制に関する法律第1条、農林中央金庫法第1条、独立行政法人農林漁業信用基金法第3条、犯罪による収益の移転防止に関する法律第1条、株式会社日本政策金融公庫法第1条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第1条、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第1条及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第1条の規定並びに定款等に検査対象者が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。
- (3) 合理性は、業務及び会計が経済性又は効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

(検査権の行使)

第5条 検査は、農林水産大臣が検査官、上席検査官、次席検査官又は農林水産大臣の指定した者（以下「検査官」と総称する。）に行わせるものとする。ただし、検査官でない職員を検査官の指揮下にその検査に従事させることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」と総称する。）に検査を行わせる場合には、当該検査の責任者に対して検査命令書を交付する。

(検査事項)

第6条 検査は、次の事項について行う。

- (1) 業務運営の状況
- (2) 資産及び負債並びに損益の状況

(検査の方法)

第7条 検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第15条において同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

- 2 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 3 検査は、検査員2人以上が一組となつて行う。ただし、検査対象者の支所、

出張所その他の出先機関を検査する場合は、この限りでない。

- 4 検査員は、検査対象者の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。  
(検査基準日及び検査の範囲)

第8条 検査基準日は、検査に着手した日（以下「検査着手日」という。）の前業務日とする。ただし、検査着手日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条第10号に掲げる規定による検査の検査基準日は、業務に係る事項については検査着手日、財産の状況に係る事項については検査着手日の直近の事業報告書が作成された事業年度（第5項において「直近事業年度」という。）の終了の日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1条第5号及び第13号に掲げる規定による検査のうち、検査対象者の財務に係る検査の検査基準日は、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。
- 4 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの検査対象者の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の前日及び検査基準日後の検査対象者の業務及び会計の状況についても、検査を行うことができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1条第10号に掲げる規定による検査は、直近事業年度の開始の日から検査基準日までの検査対象者の業務及び財産の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、直近事業年度の開始の前日及び検査基準日後の検査対象者の業務及び財産の状況についても、検査を行うことができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、第1条第5号及び第13号に掲げる規定による検査は、検査基準日の6月前の日の翌日から検査基準日までの全部又は一部の期間に係る検査対象者の総務、業務及び財務の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の6月前の日以前及び検査基準日後の検査対象者の総務、業務及び財務の状況についても、検査を行うことができる。

(無通告検査の原則)

第9条 検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要があると認められる場合は、この限りでない。

(土地改良区等に対する検査に関する地方自治法に基づく通知)

第10条 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者（土地改良法第124条の規定が適用されるものを除く。）に対する検査については、農林水産大臣は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6第1項本文の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に検査理由を通知する。

ただし、同項ただし書に規定する場合には、同条第2項の規定に基づき、検査後相当の期間内に通知する。

(身分証明書の提示及び検査通告書の交付)

第11条 検査員は、検査(第1条第5号及び第13号に掲げる規定による検査を除く。)に際して、検査対象者の役員その他の責任者に対し、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

2 第1条第5号及び第13号に掲げる規定による検査においては、検査員は、検査に際して、検査対象者の役員その他の責任者に対し、当該検査に係る検査員であることを証するものとして主務大臣が発する命令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。ただし、緊急に検査の必要が生じた場合には、検査員であることを証する身分証明書の提示で足りる。

(執務時間内検査の原則)

第12条 検査は、検査対象者の執務時間内に行う。ただし、現物検査その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第13条 現物検査に当たっては、検査対象者の役員その他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 検査に当たっては、できる限り監事又は監査役の立会いを得るようにしなければならない。

(私物検査の制限)

第14条 検査員は、検査対象者の役員及び職員の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先等との照査)

第15条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは会員その他の取引先(出資先を含む。)又は退職した役員若しくは職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査対象者に対する配慮)

第16条 検査員は、検査に当たっては、検査対象者の業務の執行に支障のないようにするとともに、検査対象者に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

(品位の保持等)

第17条 検査員は、検査に当たっては、常に品位及び穏健冷静な態度を保持し、検査に対する信頼を得るように努めなければならない。

(意見の聴取等)

第18条 検査官は、検査によって明らかとなった事項について、検査対象者の役員その他の責任者から意見を聴取するとともに、必要に応じ、文書を徴

するようにしなければならない。

(検査講評)

第19条 検査官は、検査を終了するに際して、検査対象者の全役員に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員その他の責任者に対して講評を行うことができる。

2 子会社等（検査対象者のうち、大臣官房検査・監察部長が定める者をいう。以下同じ。）に対する検査に係る講評については、親団体に対する検査の一環としての位置付けに鑑み、必要に応じ、行う。

(検査結果の報告)

第20条 検査官は、検査を終了したときは、速やかに、検査対象者の概要、検証事項、検査結果等を記載した検査報告書を作成して、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 検査官は、前項の検査報告書を提出するに当たっては、当該検査報告書につき、あらかじめ、農林水産大臣の指定した者（以下「審査官」という。）の審査を受けなければならない。

(検査書の作成及び交付)

第21条 審査官は、前条第1項の検査報告書が提出されたときは、速やかに、当該検査報告書に基づき、合法性、合目的性及び合理性の観点から検査対象者の運営上是正又は改善の必要があると認められる重要な指摘事項を記載した検査書案を作成して、大臣官房検査・監察部長（内閣府沖縄総合事務局にあっては、沖縄総合事務局長。以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、大臣官房検査・監察部長が別に指示する場合は、この限りでない。

2 子会社等に対する検査に係る検査書案については、親団体に対する検査の一環としての位置付けに鑑み、必要に応じ、提出する。

3 大臣官房検査・監察部長は、前2項の検査書案の提出があった場合において必要と認めたときは、速やかに検査書を当該検査対象者に交付する。

(指導監督部局との連携)

第22条 検査に当たっては、検査対象者を指導・監督する局庁と連携し、事前に指導・監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めなければならない。

2 大臣官房検査・監察部長は、前条第3項の規定により検査書を交付したときは、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げるため、その写しを当該検査対象者を指導・監督する局庁の長に送付する。

(検査の拒否等に対する措置)

第23条 検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、直ちに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

第24条 検査員又は審査官は、検査又は検査報告書の審査に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査員又は審査官でなくなった後も、同様とする。

(検査の実施に関する細部事項)

第25条 この訓令に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、大臣官房検査・監察部長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

(廃止)

第2条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 土地改良区等検査規程(昭和37年農林省訓令第44号)
- (2) 中央卸売市場検査規則(昭和46年農林省訓令第16号)
- (3) 商品先物取引検査規程(昭和56年農林水産省訓令第1号)
- (4) 協同組合検査規程(平成9年農林水産省訓令第30号)
- (5) 農業共済組合連合会検査規程(平成21年農林水産省訓令第10号)
- (6) 全国農業会議所検査規程(平成22年農林水産省訓令第7号)

(経過措置)

第3条 この訓令の施行の際現に前条の規定による廃止前の中央卸売市場検査規則第9条、商品先物取引検査規程第3条第2項、協同組合検査規程第9条、農業共済組合連合会検査規程第14条及び全国農業会議所検査規程第10条の規定に基づき発行されている検査命令書は、平成24年3月31日までの間は、第5条第2項の規定に基づき交付された検査命令書とみなす。

2 この訓令の施行の際現に前条の規定による廃止前の商品先物取引検査規程第3条第3項の規定に基づき発行されている検査通告書は、平成24年3月31日までの間は、第11条第2項の規定に基づき発行された検査通告書とみなす。

附 則

この訓令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)の施行の日から施行する。

附 則

この訓令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会については、この訓令による改正前の農林水産省協同組合等検査規程第2条第1号の規定は、存続中央会が解散した場合又は同法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算終了の登記の時までは、同法附則第13条又は第22条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までは、なおその効力を有するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。ただし、第1条に係る改正規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。